

出来事（2020年8月）

1. L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸の新規指定

8月25日にオンラインで開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において、L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸の新規指定の可否が審議された。

2. 食品添加物の健康影響評価

内閣府食品安全委員会において、ジブチルヒドロキシトルエン（BHT）の健康影響評価がなされ、8月27日までのパブコメが実施された。

また、DL-酒石酸カリウムの健康影響評価がなされ、9月3日までのパブコメが実施される。

3. 新型コロナウイルス感染症問題の真ただ中での総理大臣の辞任

安倍首相の突然の辞任で、9月は、政治が動くので、行政上の変化は少ないと思われる。

9月15日：自由民主党総裁選挙？

9月16日：立憲民主党と国民民主党との合流？

4. 食品表示基準（内閣府令）

食品表示の検討課題とされてきた「無添加表示」「不使用表示」については、検討会が年内に立ち上げられ、ガイドラインが策定される。

5. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限

② 8月の新たな出荷制限はありません。

6. どの食品が本当にプロバイオティクスとして適格か

(1) 純粹できちんと名前がついている

(2) 意図した目的で安全

(3) 1報以上の質の高いヒト臨床試験で健康上の利益が確認

(4) 保存可能期間中、健康上の利益をもたらすのに十分な用量で生存

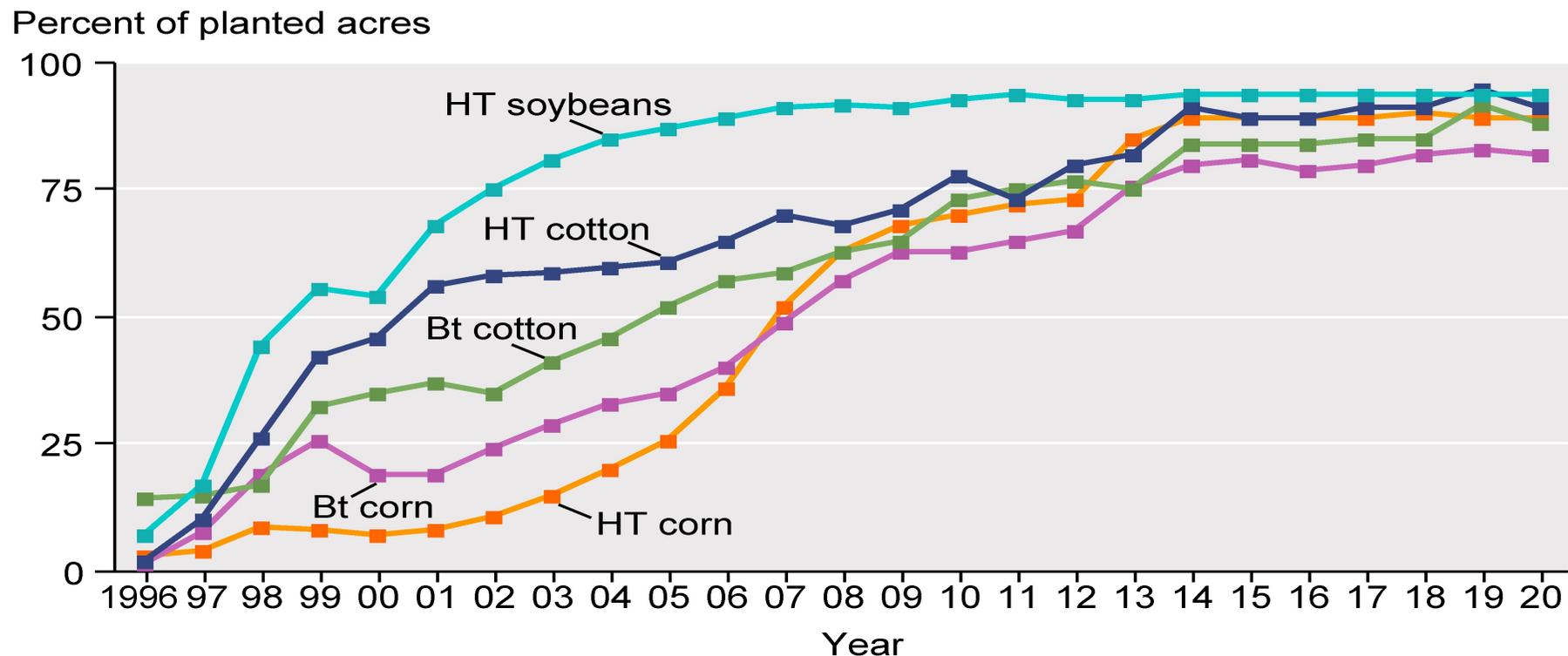
https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-07/isaf-wbt072320.php

7. 米国農務省（USDA）：遺伝子組換え（GE）採用の最近の傾向

現在では、米国で生産されるトウモロコシ、綿、大豆の90%以上がGE種である。

<https://www.ers.usda.gov/data-products/adoption-of-genetically-engineered-crops-in-the-us/recent-trends-in-ge-adoption/>

Adoption of genetically engineered crops in the United States, 1996-2020



Note: HT indicates herbicide-tolerant varieties; Bt indicates insect-resistant varieties (containing genes from the soil bacterium *Bacillus thuringiensis*). Data for HT/Bt corn and cotton are not mutually exclusive, as HT and Bt categories include those varieties with overlapping (stacked) HT and Bt traits.

Source: USDA, Economic Research Service using data from the 2002 ERS report, *Adoption of Bioengineered Crops* (AER-810) for the years 1996-99 and National Agricultural Statistics Service, (annual) June Agricultural Survey for the years 2000-20.

8. 米国FDA 乳児用米シリアル中の無機ヒ素のアクションレベル

8月5日のFDAの公表によると、米及び米製品に関するリスク評価と、乳児用米シリアル濃度データや企業の達成可能性を考慮した上で、乳児用米シリアル中の無機ヒ素に関するアクションレベル 100 ppb を設定したとのこと。このガイダンスは、全ての種類の乳児用米シリアル（例：精米、玄米、オーガニック栽培、慣行栽培）に適用される。

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-issues-final-guidance-industry-action-level-inorganic-arsenic-infant-rice-cereals>

9. 米国FDA グルテンフリー表示に関する最終規則

8月12日、FDAは、発酵食品、加水分解食品、あるいは発酵又は加水分解の成分を含む食品に「グルテンフリー」と表示をする際の法的要件を定めた最終規則を公表した。発酵食品や加水分解食品中のグルテンを正確に定量できる科学的に妥当性が確認された有効な測定法がないので、製造業者が作成し保管している記録に基づき判断することとされた。

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-issues-final-rule-gluten-free-labeling-fermented-and-hydrolyzed-foods>

10. オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ） パブコメ

肉類似製品を着色する大豆レグヘモグロビンに関する意見募集（パブコメ）を、9月17日まで実施すると、8月6日に公表した。

https://www.foodstandards.gov.au/code/applications/Documents/A1186_2nd%20CFS%20report.pdf?csf=1&e=ZVfF0A

11. ベトナム産トウガラシ、その加工品への検査命令

8月18日、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施すると公表された。

対象食品等	検査の項目	経緯
ベトナム産青とうがらし、その加工品（簡易な加工に限る。）	プロピコナゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ベトナム産青とうがらしからプロピコナゾールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

プロピコナゾール；農薬（殺菌剤）

12. 中国産ばれいしょ、その加工品への検査命令

8月13日、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施すると公表された。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産ばれいしょ、その加工品（簡易な加工に限る。）	ハロキシホップ	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産ばれいしょからハロキシホップを検出したことから、検査命令を実施するもの。

ハロキシホップ；農薬（除草剤）

13. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社山水が、中国から輸入した「小粒落花生（脱脂したものを含む）」のモニタリング検査で、アセトクロール 4.14ppm 検出による成分規格不適合とされたが、全量販売済み。
*アセトクロール：酸アミド系除草剤
- ・八千代物産合同会社が、タイから輸入した「果実の調整品）」のモニタリング検査で、シペルメトリン 0.05ppm 検出により成分規格不適合とされたが、全量販売済み。
*シペルメトリン：殺虫剤
- ・イワキ株式会社が、中国から輸入した「生鮮エゴマ」のモニタリング検査で、ハロキシホップ 0.02 ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。
*ハロキシホップ：フェノキシ系除草剤

（作成：2020年8月29日）